

令和2年4月15日

保護者の皆さまへ

尼崎市 長

兵庫県の休業要請に基づく保育施設（事業所）の受け入れの変更について（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況であり、兵庫県から新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等があったことを受け、本市では、子どもや保護者、職員への感染防止、ひいては子どもの命を守るため、保育施設（事業所）での子どもの受け入れを限定致します。

保護者の皆さまには、できる限りお仕事等の都合をつけていただき、原則として家庭での保育をお願い致します（原則テレワークを含む。）。

また、真に保育が必要な方につきましては、別添の「兵庫県の休業要請に伴う保育申出書」をご利用の保育施設（事業所）にご提出いただきますようお願い致します。

1 実施期間

令和2年4月16日（木）から5月6日（水）

2 申出書の提出について

4月18日（土）までにご提出ください。

3 保育の対象

兵庫県が基本的に休業要請を行わない施設に勤務する方など。

なお、対象施設に勤務する場合であっても、保育施設が濃厚接触の場となることも踏まえ、現時点で登園を自粛されている場合や今後お仕事の都合がつく場合などを含め、できる限り在宅での保育を行っていただきますようお願い致します。また、やむを得ず登園される場合も、勤務等の都合がつき次第お迎えにきていただきますよう、お願い致します。

* 対象施設につきましては、別添の「兵庫県の休業要請に伴う保育申出書」の裏面をご覧ください。

4 在宅保育中の支援

登園を自粛されているご家庭には、緊急事態宣言に係る兵庫県の方針に基づき、在宅での保育を支援するため、ご利用の保育施設（事業所）から必要に応じて電話での育児相談や健康面の聞き取り等をさせていただきます。

5 保育料等について

家庭での保育にご協力いただいた場合は、日割り計算等による軽減措置を実施致します。

以上